

# 病院経営本部に対する 各分会の予算人員要求に関する団体交渉

9月9日(火)19時より09年度の予算人員要求に関し、各分会代表による病院経営本部との団体交渉を行いました。高橋職員課長、中村医療人材担当副参事が対応しました。既に提出した各分会要求に対し当局より回答を受け、その後さらに各分会から発言しました。

## 1、病院経営本部回答 (高橋職員課長)

それぞれの職場の要求は、年間通して各病院と話し把握している。衛生局支部の要求内容についての回答は現段階で具体的踏み込みないものもある。H21年度予算は税制問題もあり、厳しく検証をしている。医師確保、看護師採用等のとりくみは着実に進んでいる。

## 2、各分会からの発言 (1) 府中病院分会 (岡田分会長・清宮書記長)

医師確保は深刻な状況にあるが、処遇改善を行い一定程度改善した。また、医師アカデミーの運営により安定した確保を目指し、全ての病院の医師と懇談し要望も聞いている。看護師は欠員の状況が続いて、現場に負担をかけている。来年の採用は今年度280人380人と100名増し

**えいせい**

第430号 2008年9月29日

都庁衛生局支部  
発行責任者：小野塚 洋行  
TEL03-5320-7412 FAX03-3349-1502  
E-mail info@eiseikyoku-shibu.com  
ホームページ http://www.eiseikyoku-shibu.com/index.html

た。しかし看護師採用を取り巻く状況が厳しいため、採用試験も年齢を引上げ専門試験も廃止とした。定着対策として医療人材担当を各病院に置き、又、各業務のプロジェクトチームをつくり検討している。小児医療センターの要望は施設に関して財務の担当に伝えて行く。日々状況が変わる中、半歩先に進んでいけるよう取り組む。

## (2) 清瀬小児病院分会 (徳平書記長)

現在、医療センターにむけ救急のトリアージの実施はいいが、人員が確保されてないため、運用で対応している。専門外来は病棟助動体制だが外来・病棟ともデメリットが多い。昨年からの過員配置で対応している3、2病棟を来年度はぜひ定数化してほしい。各病棟1、2名欠員の中でひとりあたり夜勤が10回、多い人は12回という状態が続いている。都立病院や大都市の自治体病院のなかでも、夜勤数が一番多いという最悪な結果となっている。このような状態が続くとスタッフの働く意欲低下になりかねないため、小児総合医療センターに向けても何が何でも人の確保をお願いしたい。

## (4) 神経病院分会 (松村分会長)

以前削減された事務1名、共通診療科看護師1名を復活して欲しい。H21年度より電子カルテ導入だが、混乱なくスムーズに移行できるように研修や配置など予算化してほしい。都立病院第2次実行プログラムでは、神経病院の移転計画がまだ具体化されていない。府中病院の移転がH22年度だが、その後早く移転できるように計画にできるだけ欲しい。

看護師もストレスが高くなっている。病欠で休む人もいる。医師アンケートを実施したが、「やめたい」「やめたいけどやめられない」合わせると約50%もいるのが現状である。看護医が増えているため関連して看護師の業務が増加している。ぜひ小児病院は「5・1」の体制にして欲しい。8月は家族の希望もあり人工呼吸器患者のおあずかり入院があり、1病棟5台呼吸器の状態もあった。総定数削減方針の中で配置が難しいかもしれないが、ぜひ保育士を定数化して欲しい。リハビリもSTなど総合的に対応できる体制、人員配置をお願いしたい。職員からPFIについて見えないとの声が多く聞かれる。

まえ対応したい。小児医療センターの情報が少ない件に関しては、明確に出来ない部分もあるが所管に伝える。力を合わせ、人員確保はしていきたい。(衛生局支部)

PFIについては人員・予算はどの時点の予算要求にかなって行くのか(病院経営本部)

H21年度予算と考えられるが、お答えできるものは明確にはない。準備に間に合うようにすればいいと考えている。看護師確保については、どれくらい担保できるかにもよる。保育士定数に関しては、人事当局は総数で考えるため難しい。

**輝け9条！都庁から発信**

9条は世界に広がっています。9条を愛する都庁に働くすべての人へ

**都庁9条の会つどい Part 講演会**

～世界に学び仕事に暮らしに憲法を～

人間はだれでも愛される権利がある

現役ジャーナリストが憲法を活かす世界の人々を熱く語ります

とき 10月9日(木) 18:30～

ところ 都庁第2庁舎32階都庁職会議室

お話し 伊藤千尋(いとうちひろ)

(ジャーナリスト/朝日新聞記者)

会費 200円(支部が負担します)

**講師プロフィール**

1949年、山口県生まれ。キューバ砂糖キビ刈り国際部隊員、東大ジブシー探検隊長。74年朝日新聞入社、84年中南米特派員、「アエラ」編集部員、91年パルセロナ支局長、93年川崎支局長、95～98年「地球プロジェクト21」NGO・国際協力チーム担当、98年創刊120周年記念朝日メディア・シンポジウムを企画。99年5月から外報部所属。2000年アジア記者クラブ代表。2001年9月から朝日新聞口サンゼルス支局長。2004年4月9日帰国。朝日新聞外報部。「地球市民の会神奈川」顧問。



今年もやります！

**第6回 わいわい生協まつり**

日時 10月1日(水)18時～

会場 都庁第1庁舎32階 南側

参加券 500円

(組合員の方にはチケットを事前に無料で配布します)

**今年の目玉**

**三崎マグロの解体ショー**

その場で見て召し上がれます

お楽しみに！

**もれなく差し上げます**

山形おきたま米(三合)参加者全員にプレゼント

ご来場お待ちしております。

福祉保健局に対する

09予算人員要求団体交渉

9月9日号に引きつづき交渉での発言を掲載します。4名が発言し、石井副支部長は動物愛護相談センターの建てかえ問題等について発言しました。

保健所機能の拡充・強化について

高橋書記次長

東京都の保健所は、平成9年度と16年度に2回の統廃合が行われ、31カ所(17保健所、14保健相談所)から、昨年4月には八王子保健所が市に移管され6カ所になりました。石原都政の9年間で職員定数が252名も削減されました。

地域では「貧困と格差」が広がり、社会保障制度の改悪がさらなる拍車をかけて、虐待や精神疾患の増加、餓死や孤独死など悲惨な事件も増加しています。また、麻疹やノロウイルスによる集団感染、食品の偽装事件など、公衆衛生の課題が山積しているにもかかわらず、広域化と大幅な定数削減が行われ、迅速で的確な対応が困難になっています。国は何か起こるたびに、もよりの保健所に相談を促します。各部交渉でも保健所の頑張りや協力的な対応には成り立たないと言われますが、各部の期待に応えるためにも、次の5つの点を要求したいと思います。

(1) 感染症対策の強化に関連した人員増要求

都は新型インフルエンザ対策の強化として補正予算を組みました。現場でも発生時の訓練等を行っています。現状の体制で対応できるのか不安を抱えています。現在も、ノロウイルスのや0157など年間を通じて様々な感染症発生に対応し、感染症係は慢性的な超勤を強いられています。

感染症発生時には、保健師や医師はもとより、状況によって食品衛生監視員や環境衛生監視員と協同で対応することもあります。感染症は初動対応が重要ですが、複数の感染症が発生すると、たちまち人手不足になります。SARSがよい例です。都民の不安やパニックに対応するために、保健所では日中はもとより、保健師が夜間と休日に交代でひまわりに泊まりこみ、相談や医療機関連携を行いました。新型インフルエンザがひとたび発生すれば、保健所全体で対応せざるを得ないと思います。現在でも感染症係の人員体制は不十分です。都のエイズ、HIV感染症も昨年来を上回るペースで増えており対策の強化が急がれています。感染症係の保健師と保健対策係の事務職の増員をお願いします。

(2) 全ての専門職種の人材育成と組織育成のために、計画的な採用と増員

歯科衛生士、栄養士、診療放射線技師などの少数職種の採用が、10年以上行われていない一方で退職者が続きます。公衆衛生行政における専門職といふことをふまえた計画的な採用をお願いします。

食品や環境などの衛生監視は、食品や環境の安全がこれほど騒がれているにもかかわらず、20年度定数であわせて6名も削減されました。20年度末では保健所だけで14名が退職します。食の安全、都民の健康を守るためにも増員していただきたい。

薬剤師は、21年度に薬事法の改正で医薬品販売業の許可体系が大きく変わることになり、新しい許可業態の大量申請が予想されます。また、一般医薬品販売に関する遵守事項の強化に伴い、監視業務の増大が考えられます。

医師の欠員問題も深刻です。保健所の機能強化の目玉だった健康危機管理担当の医師5名と町田保健所の感染症対策係の医師が欠員のままです。保健師などの年度途中の産休・育休の非常勤職員は限られた業務しかできません。非常勤の保健師は市町村からも引張りださず、なかなか見つかりません。

どの職種も専門知識を生かし、行政機関として幅広い役割を求められており、その技術は一朝一夕で培われるものではありません。大幅な定数削減と採用抑制により様々な困難が生じている中で、新たな問題への対応、公衆衛生の課題に対応するためにも、定数増と計画的な採用による人材の育成を求めます。

(3) 「医療安全支援センター」機能を強化

医療法の第5次改正に伴い、平成19年4月から保健医療係に医療安全支援センターが設置されました。それに伴い、医事関係業務も移管されましたが、専門知識を伴うだけに、薬剤師にかかる負担はもとより、保健師、歯科衛生士、事務の4名の定数で窓口や相談業務をこなすことは不可能で、再雇用職員や賃金に頼らざるを得ない状況です。昨年から有床診療所の立入検査も行っており、今後、無床診療所も対象になります。医療監視員として法的根拠に基づく専門知識が求められている中で、立入検査の経験がない職員が、十分な研修もないままに業務を行わなければならないと、少なくとも医療監視を専門に担う職員を増員してください。

(4) 町田保健所の市移管問題

町田保健所は2011年の移管を目指して、現在協議が行われています。町田保健所は、平成9年度の統廃合時より、八王子保健所と同様に人口規模や事業所の数の多さにもかかわらず、職員定数は不当に少なくされてきました。町田市との協議にあたっては、市民要望も踏まえ、慎重かつ十分な準備期間を確保するよう要求します。さらに、丁寧な移管が出来るよう専門職種等の増員をお願いします。

(5) 市町村格差に対する都の責任を明確にし、支援の強化を

地域保健法施行以降、市町村に様々な事務事業が移管されましたが、専門職種の配置に格差があり、厳しい財政基盤と住民の健康要求との狭間で難しい対応を迫られています。

介護保険法の改正や後期高齢者医療制度、障害者自立支援法、特定健診・保健指導など、次から次と新たな法律による事務事業が押し寄せています。保健センターの事業のあり方も見直され始め、アウトソーシングが進行しつつあります。

いまや、「身近なサービスは市町村へ」という言葉は、負担増を押し付ける代名詞となっています。格差が広がる中で、どの自治体に住んでも、公衆衛生の水準に較差が生じないよう、都としてのセーフティネットを確立することは焦眉の課題です。都として市町村への補助金の確保はもとより、制度の狭間や隙間に埋もれている問題への対応等、社会的弱者を作り出さないための施策の強化、そして、人的・技術的な支援を確固たるものとするために保健所の強化、特に人員増を再度強く求めます。

看護対策委員会学習会

「勤務体制について考える」

日時 10月4日(土)13:00~(12:30開場)

場所 都庁職大会議室  
(都庁第2庁舎32階)

講演 「全国の看護師勤務体制の動向」  
基調報告 各都立病院および  
公社病院の状況と問題点

2交替勤務導入が加速していくことが予想されます。「働きやすい勤務」、「労働条件から見た問題点」、「定年まで働き続けられる勤務」、「2交替勤務は時代の流れ?」など様々な視点から一緒に考えましょう。

島しょ保健所栄養士の欠員補充のための早急な対策を

島しょ保健所大島出張所及び三宅島出張所では栄養士が欠員のまま何年も放置されています。島しょ保健所は、支部は違いますが、業務の連携や異動等で緊密な関係があり、これ以上の欠員状態を放置できないと考え、8月19日に福祉保健局に対し要求書を提出しました。局の回答は必ずしも実効性のあるものではありませんが、今後も局の対応をみながら欠員補充のための要求を重ねていくこととします。

要 求 事 項	回 答
1 島しょ保健所の大島出張所新島支所、神津島支所、三宅出張所の栄養士の欠員補充を早急に行うこと	早期の欠員補充に向けて、引き続き努力していく。
2 欠員補充のための今までの経緯を明らかにするとともに、今後採用などを含めどのような取組をするのか明らかにすること	引き続き、庁内公募により広く庁内から人材を掘り起こしていく。特に福祉保健局に勤務する栄養士に対しては、庁内公募とは別途、島しょ勤務の意向調査を行い、人材の掘り起こしに努めていく。また、新規採用職員の配置を目的とした関係局への継続した働きかけを行っていく。こうした取組により、欠員補充を図っていく。
3 健康増進法に基づく管理栄養士の配置計画をどのようにするのか明らかにすること	健康増進法には、住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行う、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行う、などについては、栄養指導員を任命された医師又は管理栄養士が行うこと(法第18、第19条)とされており、必要な職員の配置は行っていくべきと考えます。